

令和4年度前橋市省エネ機器等更新事業補助金 Q & A

令和4年11月4日作成

補助金事業について

Q 補助金の背景と目的は

A <背景>

エネルギー価格高騰などの影響と地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況である。

<目的>

市内事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率等の優れた省エネルギー設備に更新することにより、エネルギー使用量の削減を推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展を支援するものです。

Q 補助対象となる法人は

A 補助対象となる主な法人は下記のとおりです。

- ・ 中小企業(株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、工業法人)
- ・ 学校法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
(上記については非営利型法人以外)
- ・ 農事組合法人、農業協同組合、森林組合
- ・ 中小企業等協同組合、商店街振興組合、生活協同組合
- ・ 特定非営利活動法人

なお、会社法上の会社以外の法人については従業員数が300人以下に限ります。

Q 対象事業者の要件は

A 市内で1年以上継続して事業を営み、①～④すべてに該当する個人事業主及び中小企業者等

- ①市税の滞納がない
- ②暴力団及びその関係者ではない
- ③営む事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するものでない
- ④宗教上の組織又は団体、政治団体ではない

Q 別の市町村で1年以上事業を行い、前橋市に移転して半年の場合は対象か

A 対象外となります。

Q 従業員数にはパート従業員は含まれるか。

A パート従業員も含まれます。「従業員」とは、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」であり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と規定します。

Q 申請期限が12月28日までなのはなぜか。

A 令和5年2月28日までの事業完了が要件であり、事業者で設置・工事期間を要することから、申請期限を設けました。

Q 複数事業所の設備を更新したいが申請は可能か。

A 市内の事業所であれば複数の事業所を補助事業実施地とすることができま
す。ただし、補助金の申請は1事業者（法人）につき1回なのでまとめて申
請する必要があります。

Q 複数の設備を同時に申請することは可能か。（空調と照明を同時など）

A 可能です。ただし、申請は1事業者（法人）につき1回なのでまとめて申請
する必要があります。

Q 事業兼用住宅についても申請可能か。

A 事業用部分が住居部分と分けられ、動線が交わらない場合に限り、事業用
部分に設置されるものが対象となります。事業用部分がわかる見取り図を
添付してください。

Q 農業事業者や診療所、薬局、行政書士は対象か。

A 対象です。個人事業者として確定申告等の申請要件を満たし、事業専用の事
業所・事務所内にある設備の更新や施工を行うものであれば対象です。

Q 令和5年2月28日までに設備が設置できれば申請が可能か。

A 可能です。令和5年2月28日に設備の設置、支払い、事業報告まで完了す
る必要がありますので確認のうえ、申請をお願いします。

Q 同一の設備に他の補助金を利用している場合、申請は可能か。

A 同一の設備に対して他の補助金を利用することはできませんので対象外で
す。

Q 10月1日以降に支払いが完了した事業は申請可能か。

A 10月1日以降に発注した事業であれば申請可能です。それ以前に発注や
設備の設置が行われた事業は対象外です。

Q 対象事業の設備についてはどのように選ばれているのか。

A 資源エネルギー庁で実施されている先進的省エネルギー投資促進支援事業
で対象とされるユーティリティ設備の中で対象期間内に市内事業者が更新
施工が可能であると判断した設備などを選定しています。

Q 更新する設備に要件はあるのか。

A 「グリーン購入法調達基準に適合した設備」もしくは「トップランナー基準
を達成した設備」又はこれと同等の性能を有すると認められる設備であり、
更新前の設備と比較して消費電力量が削減される設備になります。

Q 設備の要件として「グリーン購入法調達基準に適合した」もしくは「トップランナー基準を達成した」又は同程度の性能を有する設備とあるがなぜか。

A グリーン購入法的合基準に適合品は、環境省が毎年公表するグリーン購入法の「基本方針」の判断基準を満たしている製品で環境負荷低減に資する製品であり持続的発展が可能な社会の構築への取組として、またトップランナー基準は、エネルギー多消費機器のうち省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器」の性能以上に設定する制度であり本補助金の目的と合致しているため補助要件としています。

なお、グリーン購入やトップランナー基準が定められていない設備等(例：対面式ショーケース、コンテナ式の冷蔵設備等)については、既存設備より消費電力量が減少する、省エネ化が認められるものを対象とします。

Q 空調設備などの延長保証は対象経費となるのか。

A 対象外です。その他、消費税や振込手数料なども対象経費に含まれません。

Q 業務用空調設備についてルームエアコン（壁掛け式）は含まれるか。

A 事業所等に設置される専ら事業の用に供するもので基準を満たす設備であれば対象とします。業務用冷凍冷蔵設備についても同様です。

Q クレジットカードでの支払いは対象か。

A 法人名義又は個人事業主の代表名義に限って対象です。ただし、支払い方法は一括払いにより、令和5年2月28日までに申請者の預金口座から引き落ちている必要があります。

Q 設備購入で各種ポイントや商品券の還元があった場合はどうすればよいか。

A 交付決定額から控除します。

Q 市外業者に発注することは可能か。

A 原則には市内業者へ発注をお願いします。ただし、市内業者の取扱いのない設備や施工期間など理由があれば理由書を添付して申請が可能です。

Q 申請の方法どのようにすればよいか。

A Eメールまたは郵送、窓口での受付を予定しています。

アドレス：genyu@city.maebashi.gunma.jp

郵送先：前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 産業政策課 産業政策・経済対策係

窓口での受付は本庁舎12階産業政策課窓口

Q 「前橋市内で1年以上継続して業を営み」について、開業届における開業日から1年以上経過していれば問題ないか。

A 問題ありません。ただし、決算報告書や確定申告書等で事業実態が確認できない場合は申請できません。

Q 個人事業主として事業を行っており、最近法人化した。申請は可能か。

A 個人事業主として行っていた事業内容と法人化後の事業内容が一致していれば申請可能です。事業が継続していることがわかる書類を提出してくだ

さい。

Q 想定を超えた申請数があった場合はどうするのか。

A 予算額に達した時点で受付を締め切ります。

必要書類について

Q 必要書類は何が必要か。

A 以下のものを提出してください。

事前申請の場合

- ・ 交付申請書
- ・ 補助事業内容説明書
- ・ 事業費収支予定内訳書
- ・ 見積書
- ・ 仕様書(カタログなど性能基準がわかるもの)
- ・ 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3か月以内のもの）
- ・ 決算報告書(個人事業主の場合は確定申告書)
- ・ 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）（法人に限る）
- ・ 理由書(市内業者へ発注できない場合)

事後申請の場合

- ・ 交付申請書兼実績報告書
- ・ 補助事業内容説明書
- ・ 事業費収支内訳書
- ・ 仕様書(カタログなど性能基準がわかるもの)
- ・ 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し(請求書等)
- ・ 補助対象経費の支払を証明する書類の写し(領収書等)
- ・ 完成写真
- ・ 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3か月以内のもの）
- ・ 決算報告書(個人事業主の場合は確定申告書)
- ・ 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）（法人に限る）
- ・ 理由書（市内業者へ発注していない場合）

Q 仕様書の性能基準がわかるものとはどういうものか。

A 「グリーン購入法調達基準に適合した設備」もしくは「トップランナー基準を達成した設備」であることの確認が取れる書類です。

Q 履歴事項全部証明書を提出させるのはなぜか。

A 事業者が実在することを確認するためです。

Q 決算書（個人事業主は確定申告書）を提出させるのはなぜか。

A 1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ているものであるかを確認するためです。